【 手術 】

685 股関節又は膝関節に対する人工関節置換術時のアルスロマチック関 節手術用灌流液の算定について

《令和7年9月30日》

〇 取扱い

股関節又は膝関節に対するK082人工関節置換術「1」肩、股、膝の施行時における乳酸リンゲル液(アルスロマチック関節手術用灌流液)の算定は、原則として認められる。

〇 取扱いを作成した根拠等

乳酸リンゲル液(アルスロマチック関節手術用灌流液)の添付文書の効能・効果は、「関節鏡視下検査・手術時または関節切開による手術時の関節腔の拡張および灌流・洗浄」である。関節軟骨細胞・滑膜細胞の保護を目的とした薬剤であることに鑑み、関節腔の拡張及び灌流に伴う洗浄に使用するものである。

以上のことから、股関節又は膝関節に対するK082人工関節置換術「1」肩、 股、膝の施行時における当該医薬品の算定は、原則として認められると判断し た。